慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	資本制個人企業における所有と決定 : 現代巨大会社論のための理論基準(1)
Sub Title	Decision in the sole propritorship
Author	北原, 勇
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.3 (1981. 6) ,p.319(121)- 336(138)
JaLC DOI	10.14991/001.19810601-0121
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810601-0121

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資本制個人企業における所有と決定

——現代巨大会社論のための理論基準(1)——

北　原　　勇

目　次

序
Ⅰ　自己所有の資本にかんする「所有」と「決定」
Ⅱ　借入資本にかんする「所有」と「決定」
Ⅲ　非所有・非占有の管理者による「決定」

序

(1)　別稿「巨大会社における『所有と支配』」[(1)]において，筆者はいわゆる「経営者支配」をめぐる諸学説を検討・批判し，「会社それ自体」による所有と支配という関係こそが問題解明の鍵であるとし，「会社それ自体」と株主と経営者の三者それぞれの関係と位置づけを明確にする必要性を強調しておいた。

本稿は，この「会社それ自体」による所有と支配という関係を明らかにするために，まず，基本的な諸概念を理論的に検討しておこうとするものである。そもそも資本制企業における「所有」とは何か，「支配」あるいは「決定」とは何か，「所有」と「支配」あるいは「決定」とはいかなる関係にあるのか，経営者による「支配」とはいかなるものであってその「支配」権力の根拠は何なのか，あるいはまた「占有」はどのように位置づけられるべきか……などである。

このような基礎的作業が必要と思われるのは，実は，「経営者支配」論者によって「所有と支配の分離」が主張されていらいの多くの論議において，上の基本的諸概念が不明確なまま用いられることによって，不必要な混乱が生じていると思われるからである。

マルクス経済学のなかにかぎっても，最近ではシャルル・ベトレームによる détention, possession, propriétéという三つの概念の提起[(2)]，ド・ブロイのベトレームによるというpossession, eco-

注(1)　『経済研究』(一橋大学) 第31巻第4号，1980年10月。

(2)　C. Bettelheim, *Calcul économique et formes de propriété*, Paris, 1970, なお，上記の三概念は，英訳本 (*Economic Calculation and Forms of Property*, Translated by J. Taylor, London, 1976,) では holding, possession, property. と訳されている。邦訳 (野口祐監訳・黒田美代子訳『社会主義移行の経済理論』亜紀書

nomic ownership, legal ownership の分類[3]，カトラーなどの effective possession 概念の強調[4]があるし，わが国でも所有と決定とを同一とみなす置塩氏の新説[5]や，「経営者による『占有』」を強調する見解[6]があるが，いずれにおいても，不明確な諸概念が用いられており，混沌たる状況にあるといわねばならない。

(2) 本稿では，上の基本的な諸概念を明確にするために，現代の株式会社の考察から離れて，まず，資本制個人企業を対象として，そこにおける「資本」，「所有」，「占有」，「支配」，「決定」，「管理者」，などの諸概念の内容を明らかにすることにしたい。資本制個人企業は，生産手段の私的資本家的所有を前提とする資本主義経済体制のもっとも原基的な企業形態であり，19世紀中葉，典型的な発達をしめした資本主義の自由競争段階に支配的な企業形態であった。それは，株式会社や金融資本における資本制的な「所有」や「支配」などの原型として，そのもっとも単純な姿態を示すものといえよう。この原型を理解したうえで，株式会社や金融資本における発達した企業形態についての分析がはじめて可能となるし，こうした考察のつみ重ねの後にはじめて，現代巨大企業における「所有と決定」の本質も，その現代的特徴も，全面的に理解されうることとなる。

本稿ではまず第Ⅰ節で，必要な資本の全額を企業家個人が自分自身で「所有」する個人企業のばあいを，第Ⅱ節で，借入れ資本を「占有」・運用する個人企業のばあいを，第Ⅲ節で資本の「所有」者でも「占有」者でもない単なる管理者が資本の運用を代行するばあいを，考察する。

× × ×

本論に入るに先だち，あらかじめ「所有」，「占有」，「支配」の諸概念そのものについて，ごく簡単に説明しておく必要があろう。

(a) 「所有」(Eigentum)[7] とは，ある主体が，ある対象に対して，自分のものとして，すなわち自分の意志の支配領域として，関係行為をなしうるという関係（可能態としての所有），およびこの関

房1975年iv頁および166-167頁）では「占有」「所有」「資産」と訳されている。しかし，これらの訳語には疑問がある。とくに détention は直接的生産者と生産手段の関係を示す概念とされているのであるから，これに「占有」の訳をあてることは問題である。なお，八木紀一郎「所有のプロブレマティーク試論」（『経済科学』第23巻第2号，1976年1月）は，これらに「保有」「占有」「所有」の訳語をあてている。

注(3) M. de Vroey, "The Separation of ownership and control in large corporations", *Review of Radical Political Economics*, 7/2, 1975. なお，ド・ブロイの三概念がペトレームの三概念とどう対応するのかはまったく理解できない。

(4) A. Cutler, et al. *Marx's 'Capital' and Capitalism Today*, Volume 1, London, 1977.

(5) 置塩信雄『現代資本主義分析の課題』岩波書店，1980年，2～4頁。

(6) 南一郎「座談会『経済危機の現局面と日本金融資本の新戦略』」（『経済』1977年7月号，43～44頁）。吉家清次「現代資本主義における階級（経済理論学会第25回大会共通論題）――コメント1」経済理論学会編『現代資本主義における階級』青木書店，1978年，90～91頁，奥村宏「『所有論』ノート」『証券経済』第135号，1981年，32～33頁。

(7) ドイツ語の Eigentum は，ほぼ日本語の「所有」とひとしい。しかし，これにあたる英語はないようである。ダーレンドルフはこの点について次のように述べているが，検討の余地がある説であろう。「ドイツ語の Eigentum という語は消極的な property と積極的な ownership との両方の意味をふくんでおり，…… control という要素は，

係行為をなすこと（現実態としての所有），である。[8] 人が，ある物を無限定的・排他的に「支配」する可能性をもっているとき，あるいはまたこの可能性の現実化としてそれを現に「支配」しているとき，人はその物を「所有」しているという。

ある人のある物に対する無限定的・排他的支配（の可能性およびその現実化）は，社会の他の成員の承認によってはじめて存立しうるものであるから，たんなる人と物との関係ではなく，人と物との関係であると同時に人と人との関係である。

所有主体は一般的には人であり，本稿では資本家や賃労働者としての個々人に限定して考察が行なわれるが，本来，諸個人の集団も，また法人も国家も所有主体となりうるものと考えられる。

所有客体は，一般的には「もの」であるが，経済学として主要な対象とすべきは，生産諸手段・労働力・生産物など再生産の構成諸要因である。

所有関係としての「支配」の内容は，一般に「占有」，「使用」，「収益」，「処分」からなる。

可能態としての「所有」は法律上「所有権」として現われる。資本主義諸国の民法はほぼひとしく「所有権」を「自由にその所有物の使用，収益及び処分をなす権利」と規定しているようである。[9] そして現実態としての「所有」はこれら諸権利のうちのいずれかの行使として現われる。

ここで「使用」とは物の現状またはその性質を変えずに，そのまま物の経済的利益を実現するこ

---

property のうちにはふくまれていないが，ownership のうちにはなんらかの度合いにおいてふくまれている。」R. Dahrendorf, *Class and Class Conflict in an Industrial Society*, Stanford, 1959, p. 88. 富永健一訳『産業社会における階級および階級闘争』（ダイヤモンド社，1964年）161頁。

注（8） この規定が，マルクスの『経済学批判要綱』における有名な規定――「所有とは本源的には，自分に属するものとしての，自分のものとしての，人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない。」（K. Marx, *Grundisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Berlin, 1953, S. 391, 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』大月書店，1959年，425頁）――に想源をもつことは直ちに理解されよう。ただし，マクルスのこの規定は“本源的所有”にかんする規定であって所有の一般的概念ではなく，またそれゆえに，近代的所有の特徴である可能態としての所有（近代法において全く観念的な権利として確認されている所有権）を捨象している。所有の一般概念としては可能態としての所有と現実態としての所有の両者をふくむものとして構想されねばならないと考える。また，マルクスの規定における「自分に属するものとして」「自分のものとして」の意味を「彼の意志の支配領域として」という表現で明確化しようとしたのは，西村可明「マルクスの所有概念について――社会主義経済論からの一考察――」（『経済研究』28巻3号）である。この論文および，マルクスを批判的に検討しつつ所有の一般理論の構築を構想しようとされる吉田民人「資本主義・社会主義パラダイムの終焉――所有論の再建をめぐって――」（『創造の世界』28号，1978年）からは，示唆されるところが非常に大きかった。吉田氏はこの論文で「所有」を「ある個人的または集団的な主体が，ある客体に対して，他の主体から制約されず，つまり自律的に，ある関係行為をなしうるという関係」と規定する。そこでは，「所有」はあくまで可能態（デュナミス）として認識されており，その現実態（エネルゲイア）は「管理」という概念で把握されることになっている。

（9）「諸国の近代的民法典におけると同じく『自由ニ基所有物ノ使用，収益及ヒ処分ヲ為ス権利』と認められるところのわが民法の所有権（206条）もまた……」（川島武宜『所有権法の理論』岩波書店，1949年，172頁）。

なお，古代ローマにおいては土地所有権 manicipium の内容を示す「所持し占有し使用し収益することを許す」（habere possidere uti frui licere）という句が用いられたという。（船田享二『〔新版〕ローマ法入門』有斐閣，1967年，107頁）。また，社会主義における所有の問題から所有一般に迫ろうとしているシュクレドフは所有＝支配の一般的内容を「使用・収益・処分」ではなく「占有・利用・処分」としている。「占有」という事実関係を重視して特記している点および「収益」権を捨象している点が注目される。（В. П. Шкредов, Экономика и право, Москва, 1967, 岡稔・西村可明訳『社会主義的所有の基本問題――経済と法――』御茶の水書房，1973年，21～40頁）。

と（たとえば家に住み，万年筆を使うことなど），「収益」とは，その物から生ずる果実を収得すること（家賃や卵をとることなど），「処分」とは，物の存在をなくしたり物の性質を変えること（家を壊したり，食物を食べることなど）および譲渡することであると，法律学では説明されている。(10)

ただし，この内容区分は，所有対象が土地以外の生産手段のばあいや貨幣のばあいには余り適合的ではないので注意を要する。たとえば生産手段の「使用」といっても原材料のばあいは生産的消費すなわち「処分」でもあるし，流通手段としての貨幣のばあいにも，その「使用」とは譲渡すなわち「処分」以外の何ものでもない。なお，「処分」については消費，交換による譲渡，信用による譲渡，贈与による譲渡の区別が重要である。

(b) 次に「占有」(Besitz)(11) とは，対象物を自己のために自分の意志のもとに保持することである。それは排他的な「使用」の前提をなし，両者は不可分である。また，多くのばあい，「処分」の前提でもある。

「占有」は物を現実に保持・支配しているという事実的関係を指しているのであって，可能態としての「所有」のような支配可能性を意味しているのではない。また，「占有」における保持・支配は，限定された保持・支配をふくんでいる。可能態としての「所有」にふくまれている「占有」可能性は現実化すれば「占有」となり，そこでは「使用」・「処分」の可能性も現実化する。したがって，現実態としての「所有」は「占有」とほぼ等しいものといえるが，しかし逆に「占有」は現実態としての「所有」であるということにはならない。「占有」は現実に保持・支配しているという事実的関係のみを意味するものであるから，現実態としての「所有」ではない「占有」，「所有」にもとづかない「占有」がありうるのである。

「所有」を問題にするばあいに現実態としての「所有」を重視する経済学においては，「所有」という用語と「占有」という用語がしばしば区別されずに同義語として使用されている。しかし経済学でも，「所有」と「占有」を区別する必要が生じる。とくに区別の必要が生じるのは，貨幣の貸付や財の賃貸によって，「所有」と「占有」が分離し，「所有」の移転なしに「占有」が移転するばあいの分析においてである。ある物の「所有」者がそれを自分の意志で，一定期間契約で（利子や賃貸料をとって）貸すという状態は，現実態としての「所有」の一形態で，「所有」はいぜんとして貸し手の側にあるが，その物は借りた他人によって「占有」される。

「占有」は所有権にもとづいて行なわれるばあい（「所有」にふくまれる「占有」可能性のそのままの現実化）もあれば，借入れ契約にもとづいて行なわれるばあい（逆の貸し手の側からすれば，その「所有」にふくまれる「収益」を目的とした「処分」権の行使の結果）もあるし，また，これらのような法的

注(10) たとえば，宮川澄『改訂新版・民法講義——物権・担保物権』青木書店，1975年，99～100頁参照。

(11) 「占有」は，ローマ法の possessio 以来の概念で，英語・フランス語の possession，ドイツ語の Besitz にあたる。なお，現実的支配関係である側面を強調する effective possession なる概念がしばしば「現実態としての所有」と同義で使われているようである。

根拠を一切もたずに，暴力や策略などによって行なわれるばあいもある。（第Ⅰ節でとり上げる企業家は資本を自己の所有にもとづいて占有・使用・処分する存在であり，第Ⅱ節の企業家は他人の所有する貨幣を借入れ資本として占有・使用・処分する存在である。）

なお，「占有」は単なる物理的な所持・使用ではなく，自分の意志の支配下におくことだという点，注意しなければならない。たとえば，従者が主人の所有物を主人の意志にしたがって物理的に所持・使用しているとしても，それは「占有」している状態とはいえないのである。

(c) 最後に「支配」(Herrshaft) とは，一般にある主体がある客体をして自己の意志に服させることである。客体が物であるばあいは，上に述べてきたところから明らかなように，「支配」とは「所有」ないし「占有」と同義だといえる。

客体が人すなわち他人であるばあいには，「支配」とは自己の意志を他人の行動に対して押しつけている事態をさす。この「支配」には，被支配者の形式的には「自由な」行為に対して強い影響力を揮うといった型・程度のものから，被支配者の一切の動機や利害を無視した絶対的な服従義務を要求する命令権力の行使といった型・程度のものまで，種々の型や程度の「支配」がありうる。(12)

また，「支配」の対象が生産（過程）のばあい，それはたんに物である生産手段にたいする支配および人たる直接生産者にたいする支配であるばかりでなく，それらの結合による生産活動全般に対する支配でなければならない。

（なお，「支配」には非人格的諸力の支配たとえば市場メカニズムの作用への人びとの従属といった関係もふくまれるが，これは本稿の主題と若干次元を異にするので別稿でとりあげることにする。）

Ⅰ　自己所有の資本にかんする「所有」と「決定」

まず第1節では，必要な資本の全額を，企業家個人が自分自身で所有する個人企業のばあいを取上げる。

資本主義とは，貨幣，生産手段を私的に所有する資本家と，生産手段を所有せず唯一の所有物である自己の労働力を販売することによってしか生活できない労働者とからなりたち，前者が生産手段と他人の労働力の購入によって生産活動を営み，自分のもっている価値額を増殖しようとしている経済体制である。したがって，ここで取上げるように，必要な資本の全額を企業家個人が自分自身で所有し，労働者を雇用して自分で経営を行なう個人企業は，資本制的企業の原基的形態である

注(12) 人の他人にたいする「支配」のばあいの，「支配」の概念規定および「支配」のさまざまな型については，さしあたりウェーバーの研究が参照されるべきである。
M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie*, vierte, neu herausgegebene Auflage, 1956, SS. 541-544, 世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』創文社，1960年，3～11頁，参照。

から，まずかかる企業形態を対象として，資本制企業における「所有」，「支配」，「決定」などという基本的諸概念とそれら相互の関係を明らかにすることが妥当であろう。

(1) さて，ここで想定している個人企業のばあい，必要とされる資本——最初，貨幣という形態をとった貨幣資本——は全額，企業家が所有しており，企業家がこの自分の貨幣資本を投下して資本価値増殖を目的とした企業活動を行なうが，いかなる分野で，いかなる種類の財（あるいはサービス）をどれだけ生産するか，そのためにいかなる技術（労働手段体系・原材料）といかなる労働力を用い，どこに工場の立地をえらぶのか……，という企業の基本方針・重要戦略のすべてを，企業家はまったく自分の意志で「決定」する。そしてまた，企業家は，この価値増殖という目的，その目的実現のための基本方針・重要戦略に合致した結果をえられるように，雇用した人員（生産的労働者・事務員・管理者）と各種の労働手段体系を合理的に編成・配置し，彼の命令・指揮のもとに企業活動（生産・流通・財務）を分担・遂行させる。企業の全活動・全過程は，彼の意志のもとにおかれ，彼の意志は企業活動の全般にわたり，またその末端にいたるまで貫徹する。さらにまた，企業家は，生産活動の成果たる生産物を全面的に取得し，生産物販売によって生産過程で生みだされていた剰余価値・利潤のすべてをわがものとする。この剰余価値・利潤を，どれだけ蓄積しどれだけ消費するか，いかなる形で蓄積するかということも企業にとってきわめて重要な決定であるが，これらもまた，企業家自らの意志のもとに行なわれる。したがって，企業家は資本の再生産の運動全般について，自らの意志のもとにおき，これを「支配」するのである。

かくして，企業家はその資本の増殖運動，すなわち貨幣資本→生産資本→商品資本→……と形を変えつつ，剰余価値・利潤を生みだしていく運動の全過程を，自らの意志のもとにおき，自らが「決定」を行ないつつ全過程を「支配」するのである。

ここでは，企業家は，所有者，兼経営者，兼支配者であり，所有，決定，支配，は相互にまったく未分離なまま，個人企業家の内に統一されているといえるが，これらの相互関連についてとくにつぎの諸点が注目される。

(2) 第1は，ここでは，企業活動あるいは資本（個別資本）の再生産運動に対する企業家の「支配」・「決定」の根拠が，資本の「所有」に他ならないということ，ここにおいては，「所有」にもとづく「支配」・「決定」という関係が純粋かつ全的にあらわれているということ，である。

上に想定した個人企業家のばあい，その資本は全額，頭初において企業家が所有していた貨幣＝貨幣資本であった。彼はこの貨幣に対する所有権——自由な使用・処分の権利——にもとづいて，この貨幣資本によって企業を組織し，その企業の基本方針・重要戦略をすべて自分の意志で，排他的に「決定」する。また彼は，この貨幣資本の所有者であるがゆえに，その転態した「生産資本」

(生産過程にある諸生産手段と労働力)，さらにそれが転態した「商品資本」(剰余価値をふくむ生産物)の所有者ともなるのである。かくして，企業家は生産過程・流通過程の全過程・全活動を自分の意志のもとに従属せしめ，自分で「決定」した基本方針・重要戦略にそくして生産・流通の全過程・全活動を「支配」するのである。同時にまた，他人＝労働者が生産した生産物（＝「商品資本」）のすべてを取得し，それを自由に処分する権利をもち，その内にふくまれる剰余価値・利潤をわがものとするのであるし，その利潤の処分——蓄積と消費——を通じて再生産活動をも自分の意志のもとにおくのである。このように利潤を自由に処分しうるのも，その根拠は企業家の貨幣資本の「所有」にある。

ここでは「資本家は，産業の指揮者だから資本家なのではなく，資本家だから産業の司令官になるのである。」[13]（マルクス）という関係が，純粋かつ明白に現われている。

(3) 第2は，「支配」概念が，その中枢部分として「決定」をふくんでいるということである。

前にのべたように「支配」とは，一般的にいえば，対象をして自分の「意志」のもとに従属させることであるが，企業活動あるいは生産活動のばあい，それを「支配」するということは，とりもなおさず，何よりもまず目的定立と基本方針・主要戦略の「決定」を自分自身の「意志」によって行なうことであり，ついでその目的・方針・戦略に合致した結果をえられるように企業の全活動・全過程を指揮，統制[14]することである。そして後者においても，より具体的・部分的な諸決定が必要であるから，それらをつねに前者の基本的な決定とつき合わせながら，全活動・全過程の統制が行なわれることになるのである。このように，対象をして自分の「意志」のもとに従属させるという「支配」は，「決定」を排他的に自分の意志によって行なうということを中枢として，実現されるのである。したがって，企業の「支配」を問題とするばあい，諸「決定」がいかに行なわれ誰の「意志」がそこにつらぬかれているのかということがきわめて重要な位置をしめることとなる。

(4) 第3に注意したいのは，企業家の企業活動に対する「支配」のなかで，労働者に対する資本家的支配が枢要な部分をなしているということである。

企業活動への「支配」とは，企業の物的構成要素（生産手段）と人的構成要素（労働者）それぞれに対する「支配」，これら両者の結合・編成，生産活動に対する「支配」である。

注(13) K. Marx, Das Kapital, I. S. 352『資本論』1巻，436頁。(Das Kapitalの原典は，Marx-Engels Werke, Band 23, 24, 25, Dietz Verlag, 1962, 63, 64，邦訳はマルクス＝エンゲルス全集刊行委員会訳『資本論』大月書店版。以下同じ)。

(14) 「統制」control は「支配」domination の一種であり，あるいはその下位概念である。それゆえ，両者はしばしば同義で使われるが，区別するとすれば，支配は，過程の構造を創造し編成がえするほどの力とその行使までをふくむが，統制は所与の構造のもとで所期の目的どおりに過程を進行させるべく揮われる力の行使であるといえよう。あるいは，ルール自体を策定する力をふくむ支配とそのルールにしたがった統制という位置づけを与えることもできよう。

資本制企業のばあい，その活動の目的はたんなる使用価値の生産・販売ではなく，投下資本価値の最大限の増殖にある。それゆえ，労働者に対する指揮・監督も，資本制企業固有の機能をもつこととなる。

資本制生産において企業家が労働者に対する「支配」を行ないうる基礎は，いうまでもなく生産手段の所有・非所有の関係にある（第1の指摘）。封建的な経済外的諸規制から解放され自由な人格を有している近代的労働者に対し，企業家が「支配」を行ないうるのは，これら労働者が生産手段・生活手段から切り離されており，他方この生産手段を少数の資本家が私的に所有しているという関係に根本的に依存している。[15] 労働者は唯一所有する労働能力を商品として資本家に販売することによってはじめて生産に参加することができるし，生活手段を手に入れることができる存在である。かかる資本＝賃労働関係は歴史上，いわゆる本源的蓄積（資本制的蓄積に先行する ursprünglich な蓄積，アダム・スミスのいう「先行的蓄積 previous accumulation」）によって創り出され，ひとたび確立した後は維持・再生産されていく。

さて，企業家は雇用契約によって，労働者からその労働力を一定の期間をかぎって購入し，その時間内について労働力を自由に使用する権利をわがものとする。生産手段を所有するのみではなく，労働力の使用権をもった企業家は，これら両者を自己の意志のもとにおき，自己の目的・方針にしたがって両者を結合・編成し，生産・労働過程を「支配」することとなる。

反対に，本来労働・生産活動の主人公であるべき労働者は，自らの労働力の使用権を譲渡せざるを[16]えなかったため，もはや活動の主人公たりえなくなり，自己の目的にしたがって自ら生産を計画・組織・統御していくようなことはすべて放棄せざるをえなくなる。生産手段の非所有ゆえの，労働・生産活動にかんする「決定」からの疎外，「支配」からの疎外である。本来主人公であるべき労働者は，企業家の「決定」・「支配」のもとに従属して労働・生産活動を行なうことを余儀なくされる。

ところで，労働・生産過程における企業家の労働者に対する「支配」は二重性をもっている。[17] 本来，多数の労働者の行なう共同労働＝協業は，オーケストラが指揮者を必要とするように，多かれ

注(15) 「資本家が資本の人格化として直接的生産過程でもつ権威，彼が生産の指揮者および支配者として身につける社会的機能は，奴隷や農奴などによる生産を基礎とする権威とは本質的に違うものである。……（資本家は）ただ労働に対立する労働条件の人格化としてのみこの権威をもつのであって，以前の生産形態でのように政治的または神政的支配者として権威をもつのではない……。」K. Marx, Das Kapital, III, S. 888,『資本論』第3巻1126頁。

(16) 労働者が資本家に売るのは彼の労働力の期限つきの使用権であって所有権そのものではない。「もし彼がそれをひとまとめにして一度に売ってしまうならば，彼は自分自身を売ることになり，彼は自由人から奴隷に，商品所持者から商品になってしまう。彼が人として彼の労働力にたいしてもつ関係は，つねに彼の所有物にたいする，したがって彼自身の商品にたいする関係でなければならない。そして，そうでありうるのは，ただ，彼がいつでもただ一時的に，一定の期間を限って，彼の労働力を買い手に用立て，その消費にまかせるだけで，したがって，ただ労働力を手放してもそれにたいする自分の所有権は放棄しないというかぎりでのことである。」K. Marx, Das Kapital, I. S. 182,『資本論』第1巻，220頁。

(17) K. Marx, Das Kapital, I, SS. 350ff.『資本論』第1巻，434頁以下参照。

少なかれ，指揮・監督を必要とするのであるが，資本制生産では，最大限の剰余価値・利潤を目的とするところから，資本制生産固有の指揮・監督の機能が生じてくる。そこでは，共同的な労働過程の性質から生じるかぎりでの指揮・監督の機能と，この過程の資本主義的な，したがって敵対的な性格によって必然化される指揮・監督の機能とが一体となって同時に遂行されるのである。後者の，資本制固有の機能が，資本制企業の目的たる資本価値の最大限の増殖と労働者のそれへの反抗とによって規定されていることはいうまでもない。企業家は，剰余価値・利潤の最大限の獲得のため，機械体系のある部分労働に労働者を緊縛し，「兵営的規律」のもとに労働者からできうるかぎりの労働量・剰余労働量をひき出すようにするとともに，労働者による生産手段の利用においてできうるかぎりの節約を強制しようとする。そしてそれらは当然労働者の潜在的ないし現実的な反抗をよびおこすし，その反抗力は協業の規模の拡大につれて増大するので，企業家はかかる反抗を防止ないし抑制することをふくめ指揮・監督を強化していく必要がある。かくして，生産過程における「支配」のための管理・統制のヒエラルキー――「産業司令官」たる企業家のもとに指揮する「産業将校」（支配人・マネージャー）と「産業下士官」（各職長 foremen, overlookers など）の各階層からなるヒエラルキー――と賃金諸形態を利用した労働刺激・賞罰制度とが組みあわされ，「支配」が充分なものとされる。

さらにまた，資本制生産における生産力の発展・資本の有機的構成高度化のもとで必然化する相対的過剰人口の排出，産業循環運動のもとでの就業の不安定性・不確実性は，労働者をして，企業家の「支配」への従属を強め，企業家の労働者に対する「専制支配」を完成させるのである。

(5) 以上では，資本の「所有」にもとづいて，資本「所有」者によって「占有」・「使用」,「支配」・「決定」が行なわれることをみたが，最後に指摘したいのは，資本の「所有」は，ひとたび確立されると，「支配」に支えられつつ，たえず維持・再生産されていくばかりか，拡大をつづけるということである。

上にみたように，資本制生産では，資本の「所有」者＝資本家は，資本「所有」にもとづいて，剰余価値・利潤を最大にするよう生産過程を「支配」するとともに，他人＝労働者の生産した生産物（商品資本）のすべてを取得する権利をもち，その内にふくまれる剰余価値・利潤をすべてわがものとすることができる。したがって，ここでの企業家は，資本の再生産において，たえず投下した資本価値を回収するとともに，あらたに剰余価値・利潤を獲得する。もしこれをすべて私的消費にあてるとすれば，はじめに「所有」していた資本価値はそのまま維持されていく。ここでは，資本家は，年々他人＝労働者の生みだした価値の一部を取得することによって個人的消費を行なってきたからこそ，最初に所有していた資本価値を維持することができるのである。もし，他人の剰余労働の成果を取得しなかったとすれば，資本家は消費生活の反復とともに最初に所有していた資本

価値を減少し消失してしまったはずである。したがって，資本の「所有」は連続において把えるならば，他人の労働に対する支配，労働の成果の一部分の取得によってはじめて可能となっているのである。[18]

また，剰余価値・利潤の一部を資本として投下するばあいには，資本家の所有する資本は増大するが，この増大した所有は，すべて最初から，他人の剰余労働の成果の取得によるものである。そして，資本は増大すればするだけ，資本家に対して，一層拡大された規模での剰余価値・利潤の生産と取得を可能とし，それを通じて資本「所有」の規模を一層巨大なものとしていくのである。

Ⅱ　借入資本にかんする「所有」と「決定」

本節の課題は，企業家が他人から貨幣資本を借りて資本制的経営を行なうばあいについて，この資本における所有と支配の関係を明らかにすることである。

現実に資本を投下して生産・流通活動を営む「機能資本家」＝企業家は，一般に，自分の所有する貨幣と他人から借りた貨幣とを合体してその総額を投下し資本として「機能」させるのであるが，ここでは，この借入れた資本部分のみを取上げ，この借入れ資本部分のみについて所有と支配の関係を考察する。本節では資本は，特にことわらないかぎりすべて借入れ資本を指す。（なお，貨幣の貸し手の性格は特定化する必要はない——他の産業資本家でも，貸付専門の資本家でも，単なる小金持ちでもかまわない。ただ，貸し手と借り手の間には特定の固定的な結びつきがなく，多数の潜在的・現実的な貸し手の間および多数の潜在的・現実的な借り手の間で自由な競争が行なれ，その中で特定の貸し手と借り手との貸借契約が成立するという状況だけが前提とされる。）

(1)　さて，企業家＝機能資本家は，貨幣所有者から貨幣を借りているのであって，両者の間に「所有」の移転はない。

> 「貸付資本家は，等価を受けとることなしに自分の資本を手放し，それを産業資本家に渡す。……このような，貨幣の第一の場所変換は，変態上のどんな行為も，買いも売りも，表わしてはいない。所有は譲り渡されはしない。というのは，交換も行なわれないし，等価も受け取られないからである。……資本は，（産業資本家によって）貨幣形態で前貸しされて，循環過程を経て，再び貨幣形態で産業資本家の手に帰ってくる。しかし，資本は支出されるときに産業資本家のものではなかったのだから，帰ってくるときにも彼のものではありえない。再生産過程を通っても，この資本は彼の所有に転化することはできない。だから，彼はそれを貸し手に返さなければならない。[19]」

注(18)　「だから，およそ蓄積というものを無視しても，生産過程の単なる連続でも，すなわち単純再生産でも，長短の期間の後には，どの資本をも必然的に蓄積された資本または資本化された剰余価値に転化させるのである。」K. Marx, Das Kapital, I. S. 595,『資本論』第1巻，742頁。

(19)　K. Marx, Das Kapital, III, SS. 359～360,『資本論』第3巻，434頁。

「価値額，貨幣は，等価なしに手放されて，ある期間の後に返される。貸し手はいつでも同じ価値の所有者であって，この価値が彼の手から借り主の手に移ってからでもやはりそうである。」[20]

これらの文章でマルクスも強調しているように，貨幣資本の貸付けにおいては，所有の移転は行なわれないのであって，貸付けられた貨幣資本がさまざまな形態に姿態を変換しても，その資本価値はいぜんとして企業家の所有にはならず，それゆえ，終局的にその所有者たる貸手に返済されねばならないのである。

(2) このように貸し手が「所有」を譲渡していないとすれば，貸し手が手放さないでいる「所有」の内実はいかなるものか。また，貸し手が企業家に譲渡するものはなにか。

まず，貸し手の側から問題を考察していくと，貸し手が企業家に貸す貨幣は「利子生み資本」として運動する。「ある期間を限っての貨幣の譲渡・貸付，そして利子をつけてのその回収，これが利子生み資本そのものに固有な運動形態の全体である。」[21]

企業家＝機能資本家への貸付けにおいて，貸付けられた貨幣は機能資本家の手によって資本として機能し価値増殖し，その増殖した価値＝剰余価値・利潤のなかから一部が利子として，元金返済とともに貸し手に支払われていくのである。貸し手にとっては，貸付けの目的は，一定期間の後に貨幣回収とともに利子を確実に獲得することである。それゆえ，貸し手は，貸付けにあたって，機能資本家が契約通りに返済と利子支払いを確実に行なうかどうかを判断し，返済と利子支払いの能力・意志への信頼があるばあいに機能資本家に「信用」を与えるのである。

ところで，貸付けられた貨幣が企業家＝機能資本家によって資本として機能した結果，予想された利潤をあげることができるか，それ以上の利潤をあげるか，逆にそれ以下の利潤であるか，さらには損失を生じるかは，不確定である。しかし，貸し手は，その結果のいかんにかかわらず，契約どおりの返済と利子支払いをうけることができる。たとえ利潤が予想より少ないばあい，さらには損失が発生したばあいにも，企業家＝機能資本家が自己の責任において弁償しなければならないのであって，貸し手は契約どおりの返済・利子支払いをうける権利がある。だが逆に，予想以上に利潤が増したばあいにも，利潤が増大したからといって利子の上積みがされるわけではない。

つまり，貸し手は，その貨幣を資本として占有し機能させることを企業家＝機能資本家に譲渡することによって，企業活動の成果＝利潤のいかんにかかわりなく，一定期間後に元金とともに利子を受取る権利を保有しているのである。貸し手は，資本を機能させる責任やそれにともなう危険を負担しないで，たとえ損失が発生したばあいにも元金・利子を受取る権利を選ぶことによって，それとひきかえに，貸付けた貨幣を資本として占有し使用・処分することを企業家・機能資本家に譲

注(20) ibid., S. 365, 『資本論』第3巻，441頁。
(21) ibid., S. 361, 同訳，435頁。

渡しているのである。

貸し手の貨幣の「所有」は，ここでは，一定期間後に返済と剰余価値・利潤の一部＝利子を要求するものとして，貸し手の側に残っているのである。

(3) 貸し手から企業家・機能資本家に譲渡されるもの——それは，一定期間，貨幣を資本として「占有」し，剰余価値・利潤をうみだすよう使用する権利に他ならない。

「このような，資本としての貨幣の使用価値を貨幣資本家はある期間だけ産業資本家に譲り渡すのであって，この期間中は，貸し付けた資本の処理 Verfügung を産業資本家に任せておくのである。[22]」貨幣資本は「ただ一時的にその所有者の占有から機能資本家の占有に移るだけ[23]」である。

前節でみた個人企業家が，貨幣資本の所有にもとづいて資本を占有・支配したのとは異なり，ここでは，企業家は，自らの所有にもとづくことなしに，他人からの借入れによって，一定期間資本を占有し，資本として使用・処分することになるのである。

貨幣資本を占有し，使用・処分する権利をえた以上，企業家は一定期間においてではあれ，その資本を自己の意志のもとにおき，その資本を支配する力をわがものとすることができる。したがって，資本にかんする支配力という点については——その支配が一定期間に限定されるかどうかをのぞけば——，資本を所有している前節の企業家と，それを借入れる企業家との間に異なるところはない。

ここでの企業家は，借入れた貨幣資本によって組織する企業活動の基本方針・重要戦略をすべて自分の意志で排他的に「決定」するし，この資本で雇用する労働者に対し前節でみたのとまったく同じ「支配」を行ない，生産活動の成果たる生産物を処分＝販売して剰余価値・利潤を手にいれる。もっとも，この剰余価値・利潤のなかから利子を支払い，その残余のいわゆる「企業家利得」を自分のものとするのであるが。ともあれ，ここでは企業家は，借入れた資本にかんして，占有者，現実的支配者であり，生産・流通活動にかんする最高「決定」者，「支配」者である。

このように，企業家が最高の「決定」者，「支配」者であるということは，彼がこの企業活動にかんするいっさいの権利をもつとともに義務の全責任を負うということである。企業活動の結果，損失が生じたばあい，彼は自己の責任において弁済をなす義務を負っている。企業家＝機能資本家は，あらゆるばあいに自分自身の責任において弁債する義務をおっているということによって，借入れた貨幣資本を占有し支配することになるのである。

他方，貸し手は，資本として機能している貨幣価値の所有者であっても，資本としての機能，生

注(22) ibid., S. 364, 同訳，439頁。なお，同訳書では Verfügung を処分と訳しているが，これは，「使用・収益・処分」における処分（Disposition）とは異なる。

(23) ibid., S. 356. 同訳，429頁。

産・流通活動にかんする「決定」,「支配」にはいっさい関与することはできない。上にみたように,彼は,企業家・機能資本家にその貨幣の占有＝排他的使用権を譲渡しており,その譲渡とひきかえにいかなるばあいにも返済・利子支払いを受ける権利を保有している,のである。それゆえ,企業家は,借入れた貨幣について,所有者の意志によって規制されることなしに,まったく自律的に,第1節でみた資本を所有している企業家と同じように,生産・流通活動について「決定」し,「支配」するのである。

なお,機能資本家の借入れ資本にかんする支配関係は,法律上は「所有権」として現われる。これは貸付資本家の所有が「債権」となることと対応する。これはまた,貸借の対象となっているのが特殊な商品＝貨幣であること,すなわちその「使用」が即「処分」であるような流通手段であることによる。「貨幣においては,特定の貨幣に対する物権的請求権をみとめる必要がないのみならず,これをみとめると貨幣の流通を阻害することになるから,貨幣の引渡の請求はすべて債権として現象せざるをえない。……法律上は貨幣の占有あるところに貨幣の所有権が随伴し,占有を伴わない貨幣所有はつねに債権として現象する。」[24]のである。

このように,法律上は,貸し手の貨幣所有は,債権すなわち対人的請求権としてのみ現われ,この貨幣を資本として占有する機能資本家が,法律上はその貨幣およびその転化形態たるさまざまな生産手段の「所有権者」として現われる。機能資本家は,その貨幣で原材料などの諸商品や労働力商品を購入し,商品販売者である生産者や労働者に対し貨幣を支払うのであるが,このばあい,機能資本家の所有するものとしての貨幣が,支払われ,所有者が変更するのであって,貨幣は,決して貸し手の所有するものとして現われるわけではない。法律上は,上のように所有権者を確認しなければ,企業活動,商取引,雇用関係が円滑にすすまないのである。

なお,以上のような法的確認は,貸し手の所有が,諸生産手段や労働力,両者の結合による生産活動に対する現実的支配をふくみえないことの法的表現でもある。

しかし,法律上,このような形がとられているということは,本論でみたように,本質的に貸し手が所有を手放していないということを,否定するものでは決してない。両者は両立しうるものである。

(4) ところで,以上の関係は,つぎのように本質的関係を陰蔽する形態をとって現象し,この現象形態に対応した観念をうみ出す。すなわち,剰余価値＝利潤は利子と企業者利得に分裂し,「利子は貨幣資本家の手に,すなわち資本の単なる所有者であって生産過程以前に生産過程の外で単なる資本所有を代表する貸し主の手に流れこみ,企業者利得は,ただ機能するだけの資本家すなわち資本の非所有者の手に流れこむ」のであるから,利子は「資本所有の単なる果実として」,企業者利得は「単に資本を用いて機能することの果実として」現象する。[25]

利子が「資本所有の単なる果実として」現象することから,「貨幣が再生産にかかわりなくそれ

注(24) 富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社,1969年,25頁。
(25) K. Marx, Das Kapital, III, SS. 387-388,『資本論』第3巻,468～469頁。

自身の価値を増殖する能力」をもつという資本の神秘化，最高度の「資本呪物の観念」が完成してくる。[26]

他方で企業者利得は，資本所有にはかかわりのないものとして，機能資本家の生産過程への指揮という「努力を必要とする」機能の結果として現われるがゆえに，それ自体が労賃＝監督賃金であるという観念が必然的に生まれ定着することになる。[27]

このような現象と観念の結果，賃金労働者に対立する他人の所有としての資本の所在が不明確になってしまう。それゆえ，ここであらためて，貨幣資本の「所有」が賃労働者といかに対立しているのか，確認しておく必要があると思われる。

「自分の貨幣を利子生み資本として増殖しようとする貨幣所有者は……はじめから，それを資本として，剰余価値・利潤を創造するという使用価値をもつ価値として」[28]借り手に引き渡すのである。まず，貨幣所有者が彼の貨幣を資本として支出する＝貸付けるという決定と行動をしなければ，この貨幣はおよそ資本として機能することはない。[29]しかも，利子支払いと返済の義務づきの貨幣の譲渡＝資本としての貨幣の貸付は，「貨幣が現実に資本として使用され現実にその出発点に還流するということを前提とするのである」[30]から，機能資本家をしてこの貨幣を資本として機能させるべく運命づけるのである。

それゆえ，貨幣資本家は，再生産過程において――賃金労働者に対立する他人の所有としての資本を直接に代表するのが彼自身でなく機能資本家であるとしても，そこでは――「機能資本家によって代表されたものとして，労働の搾取に参加している」[31]ことになるのである。

機能資本家の側についてみれば，彼はこの貨幣を所有してはいないが借入れ占有することをつうじて，「賃労働者にたいする他人の所有としての資本を代表し」「他人の所有する生産手段の代表者として，労働者を自分のために」（そして間接的には貨幣資本家のために）労働させることができるのである。[32]

なお，機能資本家が取得する企業者利得が監督賃金だという観念のおろかしさは，この“賃金”が，「取得した他人の労働の量とちょうど同じであり，また彼が搾取に必要な骨折りを自分で引き受けるかぎりでは，直接にこの労働の搾取度によって定まるのであって，この搾取のために彼にとって必要な努力，そして彼が適当な支払と引き換えに管理者に転嫁することができる努力の程度によって定まるのではない」[33]ということだけからも明らかである。機能資本家は自分のための「剰余

注(26) ibid., S. 405, 同訳492頁。
(27) ibid., S. 393, 同訳476頁。
(28) ibid., S. 355, 同訳429頁。
(29) ibid., S. 352, 同訳424頁。
(30) ibid., S. 362, 同訳 436～437頁。
(31)(32) ibid., S. 394, 同訳477頁。
(33) ibid., S. 401, 同訳486頁。

価値すなわち不払労働を最も経済的な諸条件のもとで生産する[34]」という資本家としての機能を最大限にはたそうとする存在でしかない。

結論的に言えば，利子と企業者利得とへの「剰余価値の分割は，剰余価値の性質やその起源やその存在条件を少しも変えることはできない[35]」のである。そして，賃金労働者に対立する他人の所有としての資本＝生産手段を代表するのは，貨幣資本家であり機能資本家である。彼らは，そのどちらか一方がではなく両者が二重化した構造をもった一体として賃金労働者と本質的に対立するのである。

(5) 以上では，ここでの企業家が，自己の所有しない，借入れた貨幣を資本として占有，支配する関係をみてきたが，この企業家は以上の関係にもとづいて，新しく自己の「所有」をうみだしていく。

すでに指摘したとおり，企業家は，資本を占有，支配することを通じて，剰余価値・利潤の使用・処分を行なうことができる。剰余価値・利潤のなかから一部を利子として支払い，残余を「企業者利得」として自分自身のものとする。「企業者利得」の一部は，私的消費にあてられるが，その他の部分は，一定期間蓄蔵された後，資本として投下されることになるが，この資本部分は新しく彼の所有する資本にほかならない。彼は，自分の所有しない資本を機能させていたにもかかわらず，その過程を通じて，あらたに自分の所有する資本を創出していったのである。これが，資本を占有，支配することを通じて，他人＝労働者の労働過程を支配し，その成果である労働生産物の価値の一部＝剰余価値を取得したことによるものであることはいうまでもない。

Ⅲ 非所有・非占有の管理者による「決定」

前節までは，企業家・機能資本家が，資本を——自ら所有しているにせよ，借入れによって占有しているにせよ——自分自身の手で機能させているばあい，したがって企業活動の基本方針・重要戦略のすべてを自ら決定し，企業活動の全部面を直接自分で支配しているばあい，を考察した。

本節では，資本の所有者，占有者が，機能資本家そのものに属する実質的機能を他人に委任するばあいをとり上げる。資本の所有者でも，占有者でもない，いわゆる管理者（Dirigent, Verwalter あるいは Manager）の出現するばあいである。これは，一般的には，株式会社の発展とともに広汎化していくのであるが，株式会社に固有な問題ではなく，本稿で取上げている個人企業においてもありうる問題である。個人企業におけるばあいを取上げてその本質を把握しておくことは，株式会

注(34) ibid., S. 393, 同訳476頁。
(35) ibid., S. 394, 同訳477頁。

社における経営者の本質を理解するための理論的基準としても一定の意義をもつといえよう。

(1) ここで取上げるのは，資本の所有者・占有者が，企業活動に対する指揮・監督のヒエラルキー的機構の最上部，いわば「産業司令官」の役割をも，資本の非所有者・非占有者たる他人に代行させるばあいである。

第1節や第2節でみた企業のばあいでも，協業（共同労働）が大規模かつ複雑となり，多数の労働者の分業的編成の統率が不可欠となるにつれて，企業家は，労働者を直接指揮・監督する機能，それをふくめて生産活動を統制する機能を，各階層の管理者・監督者に委任する。一般労働者を最低辺とするピラミッド的なヒエラルキーが形づくられ，一般労働者を直接指揮・監督するという労働が下級管理者（産業下士官）に，またそれらを指揮・監督する労働が中級管理者（産業士官）に，委ねられるとともに，その他の企業活動についても，重要度の少ない決定，より重要な決定……，が各層の管理者に委ねられる。第1節や第2節の企業家では，こうした管理のヒエラルキーの最上部にたってこれらを統括し，一連の最高諸「決定」を行ないつつ総体としての企業活動を指揮・監督していくのは，企業家＝機能資本家自身であった。だが，このような管理機構の整備と対応し，企業活動全体を統括し，一連の最高諸「決定」を行なう最高管理機能さえもが，資本の所有者・占有者によって指名される者に委ねられることがある。このばあい，管理の頂点が一人に委ねられることもある。あるいは，企業活動が複数の地域の工場，または複数の異なる生産活動を行なう工場，にまたがるもとでは，複数の「工場指令官」に委ねられることが少なくない。後者において，複数の管理者が合議して決定するばあい，あるいはその1人が統括するばあいなどあろうが，1人であれ複数であれ，彼(ら)が，第1節や第2節の企業家・機能資本家が直接行なっていた機能を代行していることには変りはない。

(2) 企業家・機能資本家が雇った管理者にどこまでの諸決定，管理を委任するかは，種々であろうが，最高度に委任が行なわれるばあいについて，管理者の権限や企業家と管理者との関係をみるとつぎのとおりであろう。

ここでは，雇われた管理者が，具体的な状勢に対応した企業活動の具体的政策，重要戦略を直接立案，選択，決定することになっている。資本を所有，ないし占有する企業家は，これらの決定を承認するという関係にあるのであって，管理者への信認が強ければ，この承認はしばしば事後承認の形となり，また形式的なものとなる。ごく僅かの最高重要事項の決定についてのみ，事前の承認が必要であるが，企業活動の最高方針や重要戦略の決定についても，管理者は，企業家の意志を理解しそれに従うように行動するので，この承認も形式的なものとなることが少なくない。

それゆえ，表面上は，すべての決定が委任され，管理者が最高の決定権を握った支配者であるか

のように現象する。

しかしながら，ここでは，企業家が，管理者を任免する権利をもっており，もし管理者の諸決定が自分の意向にそっていないと判断すれば，いつでも容易に管理者を解任することができる。管理者が企業家によって雇われている存在である以上，管理者の任免権自体は，決して管理者自身に委ねられることはない。それゆえにこそ，管理者は，立案，選択，決定において，具体的に事前承認の必要がないにしても，基本的に企業家の意志を理解しそれにそくした立案，選択，決定をするよう行動するのである。企業家の意志に背いた選択，決定をすれば，承認されるはずもないし，そのときは企業家による承認・否認が実質的なものとして現われるし，管理者の解任にいたるばあいもある。このように，企業家の意志に背いた選択，決定が行なわれたばあいに，企業家がその選択，決定を否認し，管理者を解任することもできるということは，ここで決定，支配の最高権力を握っているのがいぜんとして企業家であるということを意味する。あらゆる決定を実際に担当するのは管理者であり，彼以下の中間・下級管理者をはじめ全労働者を指揮・監督するのは管理者であるが，しかし，管理者は，最高権力をもっている企業家の意志にそくして行動することが必要であって，管理者がまったく自由に自分の意志で決定を行なっているわけでは決してない。企業家は，諸決定を管理者に委ねつつも，究極的決定権をもって管理者を支配しているのである。

(3) 企業家が実際の立案，選択，決定の業務を行なわないにもかかわらず，それらを究極的に動かす最高決定権，支配権をもっている根拠は，彼の資本の所有ないしは借入れによる占有，にある。

他方，管理者が，実際の立案，選択，決定を担当しつつも，究極的には企業家の意志のもとにあるのは，彼が資本の非所有者であるばかりか非占有者であることによる。彼は，企業家とは異なり，自ら資本を所有するわけではないし，自分に対する信用によって借入れを行ない，損失発生のさいに弁償する義務を負っているわけでもない。資本を占有するのは，企業家であって，管理者ではない。それゆえ，管理者は，本来，資本を使用・処分し企業活動を支配する権限，自分のために労働者たちを働かせる力をもちえないのであって，彼は，彼を雇っている主人たる企業家の意志にそってのみ，資本を使用・処分し，企業家の究極的支配のもとに，企業活動の支配をいわば代行しているのである。

それゆえにまた，管理者は，彼が担当した諸決定の成果たる剰余価値・利潤を自ら取得することはできない。それを取得するのはあくまでも企業家たる資本の所有者・占有者であって，管理者ではない。もっとも，管理者は，剰余価値・利潤の大小に応じて，剰余価値・利潤の一部を成功報酬として受けとることができる。

× × ×

以上のように被傭管理者を性格づけることができるとするならば，現代株式会社における被傭経

営者について，その資本「占有」を主張する論議に問題があることは明らかであろう。資本の「占有」とは，第1節でみた資本の所有者＝企業家のばあい，第2節でみた借入資本の「占有」のばあい，に成立する概念であって，被傭管理者が資本の占有者となることは本来ありえない。

このことを確認したうえで，次稿では現代株式会社の被傭経営者が，本節でみた個人企業の被傭管理者といかなる点で共通し，いかなる点で異なるか，を考察しよう。現代株式会社の経営者は，「いかなる権原によっても資本占有者ではない」[(36)]が，それにもかかわらず事実上，資本占有者にきわめて接近した性格をおびているのである。それが何故なのか，彼は資本占有者とどこまで同一であり，どの点で異なるのか……，これらは次稿に残された課題である。

（経済学部教授）

注(36)　「借入れによってであろうとその他の方法によってであろうとどんな権原によっても資本を占有（besitzen）してはいない単なる管理者……」K. Marx, Das Kapital, III. S. 401,『資本論』第3巻，487頁。なお，この箇所が大月書店版では「……どんな権原によっても資本の所有者ではない単なる管理者」と訳されており，論議に若干の混乱を与えているように思われる。